

令和 7 年 10－12 月期における分限処分の状況について

1 免職・降任

令和 7 年 10 月から 12 月までの間に免職処分を受けた者は 4 人で、その事由は「心身の故障のために職務遂行に支障がある場合」に該当が 3 人、「官職に必要な適格性を欠く場合」に該当が 1 人となっています。

また、降任処分を受けた者はいませんでした。

(備考)前年同期に免職処分を受けた者は 4 人、降任処分を受けた者はいませんでした。

2 降給

令和 7 年 10 月から 12 月までの間に降給処分(降格)を受けた者はいませんでした。

(備考)前年同期に降給処分を受けた者は 1 人でした。

以 上